

国土形成計画の策定について

平成 17 年 8 月 11 日

国土交通省国土計画局

平成 17 年 7 月 29 日、「総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律」（平成 17 年 7 月 29 日法律第 89 号）が公布され、これまでの国土総合開発計画に代えて新たに国土形成計画を策定することとされた。

平成 19 年から始まる人口減少等を背景に、国民の間に不安・不透明感がある中、国土政策上の様々な課題に対する処方箋を示し、国民が安心して生活しうる国土の将来像と、豊かでゆとりある国民生活のあるべき姿を示す、国土形成計画を早急に策定する必要がある。

新たな国土形成計画全国計画は平成 19 年中頃までを目途に策定することを予定しているが、全国計画の案の策定に当たっては、国土形成計画法第 6 条第 5 項の規定に基づき、国土審議会の調査審議を経ることとされている。

また、全国計画の検討と併せ、一体として総合的な国土の形成を推進することが必要な地域の区分のあり方についても検討を進める。

新たな国土形成計画全国計画の策定に当たっては、新たな法律に基づき、国土利用計画全国計画と一体のものとして作成するとともに、地方公共団体をはじめ広く国民各層からの意見聴取を行うものとする。

国土形成計画の策定に向けた今後の調査審議の進め方について（案）

平成17年8月11日

国土審議会

1. 当面の調査審議について

国土形成計画の策定に関し、当面、以下の点について、調査審議を進める。

- （１）全国計画について、平成19年中頃までを目途に策定できるよう、全国計画の案の作成に関して調査審議を行う。その際、全国計画は国土利用計画全国計画と一体のものとして作成することとされていることから、国土利用計画全国計画の検討と連携をとって進めるものとする。
- （２）一体として総合的な国土の形成を推進することが必要な地域の区分のあり方について、調査審議を行い、平成18年度前半を目途に、その結果をとりまとめる。

2. 調査審議体制について

- （１） 1. （１）の事項について調査審議を行うため、別紙1の設置要綱により、国土審議会に計画部会を置く。
- （２） 1. （２）の事項について調査審議を行うため、別紙2の設置要綱により、国土審議会に圏域部会を置く。
- （３） 調査改革部会については、その任務を終了したのでこれを廃止する。

計画部会設置要綱（案）

平成17年8月 日

国土審議会決定

（設置）

- 1 国土審議会令（平成12年政令第298号）第3条第1項の規定に基づき、国土審議会（以下「審議会」という。）に計画部会（以下「部会」という。）を置く。

（任務）

- 2 部会は、全国の区域について定める国土形成計画に関し必要な事項について調査審議し、その結果を審議会に報告する。

（専門委員会）

- 3 部会に、その定めるところにより、専門の事項を調査させるための専門委員会を置くことができる。
- 4 専門委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- 5 専門委員会に、委員長を置き、当該専門委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちから部会長が指名する。
- 6 委員長は、専門委員会の事務を掌理する。
- 7 委員長に事故があるときは、当該委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

（庶務）

- 8 部会の庶務は、国土交通省国土計画局総務課において処理する。

（雑則）

- 9 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

（附則）

この要綱は平成17年 月 日から施行する。

圏域部会設置要綱（案）

平成17年8月 日

国土審議会決定

（設置）

- 1 国土審議会令（平成12年政令第298号）第3条第1項の規定に基づき、国土審議会（以下「審議会」という。）に圏域部会（以下「部会」という。）を置く。

（任務）

- 2 部会は、一体として総合的な国土の形成を推進することが必要な地域の区分のあり方について調査審議し、その結果を審議会に報告する。

（庶務）

- 3 部会の庶務は、国土交通省国土計画局総務課において処理する。

（雑則）

- 4 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

（附則）

この要綱は平成17年 月 日から施行する。